# 福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）
# 交付マニュアル

**福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）交付マニュアルには、申請要件や注意事項等が記載されています。必ず下記を熟読し、全ての内容に同意したうえでご申請ください。**

1　受付期間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１２月２５日（金）まで

2　受付方法

申請は、原則として電子申請により行ってください。電子申請による提出が困難な場合に限り、郵送による申請を認めます。また、郵送で提出される際は「簡易書留」等の追跡可能な方法で提出してください。

申請書類が届かなかった場合の責任は一切負いかねますのでご了承ください。また、持参による申請は受け付けておりません。

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せにつきましては、お答え致しかねますので、予めご了承ください。

【郵送で提出する場合】

（宛先）〒９１０－８７９９　福井中央郵便局留め

福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）申請事務局　宛て

※令和８年１２月２５日（金）の消印有効です。

令和８年１２月２６日（土）以降の消印は無効となりますのでご注意ください。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。

※送料は申請者側でご負担願います。

3　問合せ先

ご不明な点は下記へお問合せください。

福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）コールセンター

（電　　話）０５０－３３８５－３４０６

※お問合せの際は、電話番号をご確認のうえ、お掛け間違いのないようお願いします。

（受付時間）午前９時００分から午後５時００分まで（土、日および祝日は除きます。）

4　申請に必要な書類の入手方法

下記のいずれかの方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

（１）「福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）」のホームページからダウンロード

【医療機関等】https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/016407/youhosien/bukkakoutou.html

【福祉施設等】https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/016407/youhosien/bukkakoutou-2.html

（２）福井県健康福祉部健康医療局地域医療課、医薬食品・衛生課、長寿福祉課、障がい福祉課、児童家庭課の窓口

5　福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の給付にかかる通知等

申請書類の審査の結果、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）を給付する旨を決定したときは、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）を給付することで通知に代えますので、必ず福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の振込先に指定した口座の通帳を記帳のうえご確認ください。なお、支給漏れ防止の観点から、全施設の支給手続完了後に支給完了に関するお知らせを送付いたしますが、当該お知らせは給付決定通知又は給付額を通知するものではありません。また、通帳に記帳される振込依頼人名は下記のとおりです。

振込依頼人名　：ﾌｸｲｹﾝﾌﾞｯｶｺｳﾄｳｼｴﾝｷﾝ

福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の給付の有無に関するお問合せについては、お答え致しかねますので予めご了承ください。

申請書類の審査の結果、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）を給付しない旨の決定をしたときは、後日、不給付に関する通知を送付します。

6　福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）給付額

給付額の概要は別添１のとおりです。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合は給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

7　申請要件

福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の申請要件は、別添１のとおりです。

8　申請手続き等

（１）申請書類

・医療機関は、様式第４号の医療機関交付申請書、薬局は、様式第５号の薬局交付申請書に振込先金融機関口座確認書類の写しを添えて提出してください。必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがあります。

・また、書類の不備や確認に時間を要した場合は、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の給付までに時間を要することもあります。
なお、申請書類は返却しませんので、申請書類の提出時には、必ず控えをとり保管ください。

（２）福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の給付の決定

・申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められるときは福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）を給付します。

・給付額は「6　福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）給付額」のとおりです。なお、申請書類の審査の結果、要件を満たさない場合は給付対象外または給付額が減額されるため、申請書に記載の金額と実際の給付額が異なる場合がありますので予めご了承ください。

9　不正受給

（1）不正受給について

・福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の不正受給は犯罪です。不正受給については、警察当局と連携し、厳正に対処します。

・不正受給と判断された場合、受給済の福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）に加え、返還日までの民法４０４条に基づく延滞金および福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）と同額を返還請求します。

（2）不正受給の例

・「7　申請要件」を満たしていないことを認識しているにもかかわらず申請する。

・事業継続する予定が無い（廃業を決めている）にもかかわらず申請する。

・事業を実施していないにもかかわらず申請する。

・福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあったにもかかわらず拒否する、または県からの電話連絡に出ない。

・福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）受給後に、県から書類の追加提出や説明の求めがあった際に、支援金受給時には同意していた支援金申請受付マニュアルの内容について異議を申し立てる。

・福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）受給後に申請要件を満たしていないことが判明したにもかかわらず、返還に応じない。

10　その他

・不正受給や、申請内容に不正の疑いがある場合は、警察当局等に情報提供を行います。

・福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）申請事務局の運営については、県が事業者に委託し実施しています。福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の内容に関する申請者からの問い合わせの対応、申請者への書類内容の確認や追加提出等の依頼については、原則委託事業者から行いますのでご了承ください。

・福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の給付の決定後に、申請要件に該当しない事実が発覚した場合は、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の給付の決定を取り消し、期限を定めて返金を指示します。この場合、申請者は、医福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）を返金するとともに、返還日までの民法４０４条に基づく延滞金を支払うことになります。

・申請書類の内容確認または不備等に関する書類の再提出にかかる依頼については、土、日および祝日を除く午前9時００分から午後5時００分までの間に、申請書に記載した連絡先に電話により連絡させていただきます。福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）申請事務局（電話番号０５０－３３８５－３４０６）から電話がかかってきましたら、必ず電話に出ていただきますようお願いします。なお、申請書類を受理してから2週間経過しても、電話による連絡が一切取れない場合には、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の申請を取り下げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合があります。また、上記の依頼に応じていただけない場合についても、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）の申請を取り下げたものと見なし、申請書類を返送させていただく場合がありますのでご了承ください。

・申請書類の不備等、再提出にかかる送料も申請者の負担になりますので、申請書類に不備が無いようご提出願います。また、再提出した書類を審査した結果、福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）を給付しない旨を決定する場合もありますが、書類の再提出にかかる送料をはじめ、申請にかかる送料は、全て申請者の負担になりますのでご了承ください。
・行政書士でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは行政書士法で禁止されていますのでご注意ください。

【別添１】

医療機関等・薬局　支援金概要

１　概要

県内に所在する医療機関等（市町立病院・診療所を除く）・薬局に対し、支援金を支給する。

２　対象機関

（１）病院、有床診療所
（２）無床診療所
（３）歯科診療所
（４）歯科技工所
（５）施術所
（６）助産所
（７）薬局

３　対象医療機関等・薬局数

約１，１４０医療機関・施設、約３２３薬局

４　支援額

| | | |
|---|---|---|
| 病院、有床診療所 | （許可病床数－休止病床数）×８，２５０円<br>ただし、最低１８，７５０円 | |
| 無床診療所 | １施設あたり１８，７５０円 | |
| 歯科診療所 | １施設あたり１８，７５０円 | |
| 歯科技工所 | １施設あたり１８，７５０円 | |
| 施術所 | １施設あたり１８，７５０円 | |
| 助産所 | 分娩取扱あり | 療養ベッド×８，２５０円<br>ただし、最低１８，７５０円／施設 |
| | 分娩取扱なし | １８，７５０円／施設 |
| 薬局 | １施設あたり１８，７５０円 | |

5　申請要件

①福井県物価高騰対策支援金（医療機関・福祉施設等）交付要領の内容の全てについて同意していること。

②申請日時点で事業を実施しており、かつ今後も事業継続する意思を有していること。なお、物価高騰対策支援金の受給前後を問わず、事業実態の有無を確認するため、現地・立入調査を行う場合があることに留意すること。事業実態を示す書類（事業所の賃貸借契約書など）の提出を求めた場合は、これに必ず応じること。

③医療法、歯科技工士法、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法または医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく開設許可を受けた医療機関等（いずれも市町立病院・診療所を除く）・薬局であること。

④病院および診療所にあっては健康保険法第６３条第３項第１号に基づく保険医療機関の指定を受けている医療機関、歯科技工所にあっては保険医療機関からの委託等を受けて歯科技工を行っている施設、施術所にあっては受領委任を取扱っている施設、薬局にあっては、健康保険法第６３条第３項第１号に基づく保険薬局の指定を受けている薬局であること。

⑤病院にあっては、申請日時点の病床数で申請すること（令和７年度病床機能報告における休止病床を除くこと）。

⑥分娩取扱ありの助産所とは、申請日時点で医療法第８条に基づき、分娩取扱ありで開設届を行っている施設であること。療養ベッドは、各入居室に設置されているベッドであること。

⑦物価高騰対策支援金の受給前後を問わず、県から書類の追加提出や説明の求めがあった場合は、これに必ず応じること。

⑧物価高騰対策支援金の受給後に、県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに必ず応じること。

⑨中小企業休業等要請協力金、小規模事業者等再起応援金、雇用維持事業主応援金、福井県版持続化給付金、経営改善支援金、物価高騰対策支援金または福井県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金等」という。）において、申請要件を満たさないことを理由に、協力金等の支給または給付決定を取り消されたことがある場合、協力金等の返還が完了していること。

⑩申請事業者の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員等が、福井県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員または同条第３号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員および暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。なお、このことを確認するために必要な事項を福井県警察本部長に照会する場合があることに同意すること。

⑪「９　不正受給（２）不正受給の例」に記載のような不正の疑いがある場合には、警察当局等に情報提供を行うことに同意すること。

6　備考

令和８年７月１日から令和８年９月１日までに開設した施設は、開設した月の翌月からを支援対象期間として月割りで支給額（小数点以下切り捨て）を算定する。ただし、１日に開設した場合は、開設した月から支給の対象となる。

なお、申請時点で休止・廃止している場合あるいは廃止・休止の予定がある場合（事業継続の意向がない場合）は、支給対象外とする。